

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・地域福祉に関すること

・障害福祉に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

地域福祉の業務は、毛呂山町に住んでいるすべての皆さんのために。障害福祉の業務は、毛呂山町に住んでいる障害のある皆さんや施設に入所している障害のある皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	地域福祉の推進		
指 標 名	地域見守りネットワーク結成数		
数値目標	初期値（平成30年度）		11地区
	現状値（令和 5 年度）		11地区
	最終目標値 （令和 6 年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	17地区
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	自治会または自主防災組織を単位として協定を締結し、災害時や緊急時において支援を要する地域住民への日ごろからの見守り活動を実施します。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

地域住民、ボランティア、関係機関との協働により、在宅生活における不安の解消や生活課題の早期発見に努め、住み慣れた地域での安心した生活の確保を図ります。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

昨年度は、数値目標を達成することができませんでした。今後は従来のネットワーク維持のみならず、様々なかたちの広域的なネットワークに対する乗り入れや機能連携を強化をしていきます。また、地域には、時間をかけて説明に努める必要があります。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

地域の民生委員・児童委員に、ネットワークの重要性を改めて説明すると共に、課題や意見などを聴取していきます。また、社会福祉協議会で実施している地域ふくしサポーター制度など、既存のネットワークを活用した機能連携を強化していくことで、地域の見守り体制の充実を図ります。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・ 地域福祉に関すること ・ 障害福祉に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
地域福祉の業務は、毛呂山町に住んでいるすべての皆さんのために。障害福祉の業務は、毛呂山町に住んでいる障害のある皆さんや施設に入所している障害のある皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	障害福祉の推進		
指 標 名	計画相談支援事業者によるサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成率		
数値目標	初期値（平成30年度）		79.6%
	現状値（令和5年度）		78.1%
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	100%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	障害福祉サービスを利用する際にサービス利用計画を作成し、一定期間後にサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
計画相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成により、適時サービスの利用状況の検証と見直しを行うことで、適切な障害福祉サービスを提供することができます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
相談支援事業所や関係機関と意見交換や情報共有を図るなど連携強化に努めましたが、相談支援専門員の数が増えない中、サービス利用者の増加が著しく、数値目標達成に至りませんでした。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
サービス利用希望者が増加する中、相談支援専門員が活動しやすい体制づくりを目指し、サービス等利用計画作成に繋げるため、相談支援事業所や関係機関との話し合いを行っていきます。			